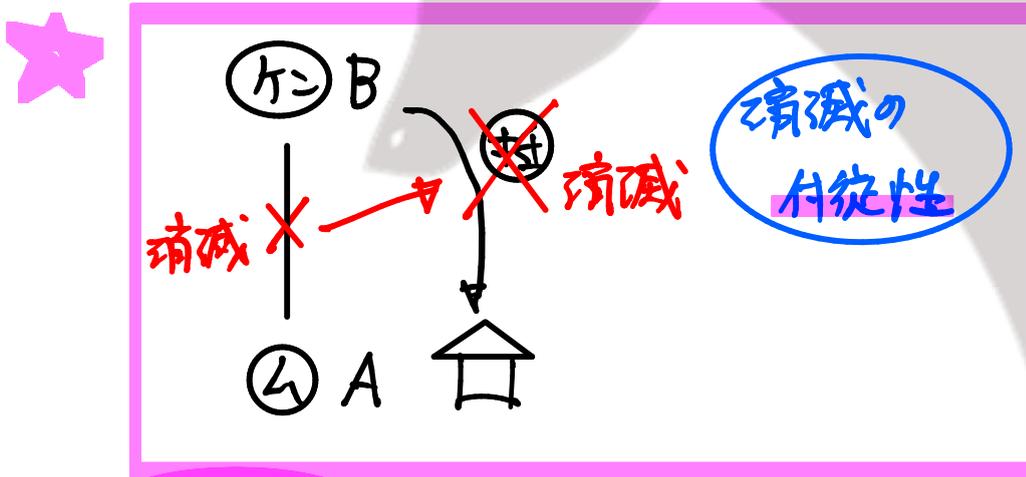


## 抵当権 宅建 H07-06-4 <<#708>>

【問】正誤をつけよ。

AがBに対する債務の担保のためにA所有建物に抵当権を設定し、登記をした。当権の消滅時効の期間は20年であるから、AのBに対する債務の弁済期から5年が経過し、その債務が消滅しても、Aは、Bに対し抵当権の消滅を主張することができない。



【答え】誤り

《ポイント》 債権等の消滅時効 【★基礎必須】

1 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。（民法166条1項、2項）

⇒ 所有権は消滅時効にかからない